

【就学援助制度のお知らせ 支給額】

援助の種類			支給額	
①	学用品費等	小学校	第1学年	年額 12,990円 (支給開始月日により金額は異なります)
			その他の学年	年額 15,220円 (支給開始月日により金額は異なります)
		中学校	第1学年	年額 24,590円 (支給開始月日により金額は異なります)
			その他の学年	年額 26,820円 (支給開始月日により金額は異なります)
②	校外活動費(宿泊を伴うもの) (小学5年生・中学2年生)		体験料・見学料及び交通費	
③	修学旅行費 (小学6年生・中学3年生)		実 費 額 (上限 小学校 21,890円 中学校 60,910円)	
④	学校給食費		実 費 額	
⑤	医療費 ※1		実 費 額 (援助の対象となる疾病のみ)	
⑥	スポーツ振興センター共済掛金		実 費 額	
⑦	新入学児童生徒学用品費等 ※2 (新1年生のみ)	小学校	54,060円→57,060円(増額) (支給開始月日が4月1日の児童のみ)	
		中学校	63,000円 (支給開始月日が4月1日の児童のみ)	
⑧	中学校入学準備金 ※2 (小学6年生)		63,000円 (2月1日時点認定を受けている児童のみ)	
⑩	卒業アルバム代		実 費 額 (卒業アルバムを購入した児童・生徒のみ)	
⑪	オンライン通信費		1世帯につき年額14,000円 (インターネットに接続できる環境を整備している家庭のみ)	

※1 医療費

年度当初の定期健康診断で、学校から受診勧告を受けた児童・生徒であり、次の疾病が援助の対象となります。

医療券対象疾病

- | | | |
|-----------------------------|---------------|-----------------|
| 1. トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性を除く) | 2. 白癬、疥癬及び膿痂疹 | 3. 中耳炎 |
| 4. 慢性副鼻腔炎(アレルギー性を除く)及びアデノイド | 5. う歯 | 6. 寄生虫病(虫卵保有含む) |

※2 新入学児童生徒学用品費等について

早期支給を申請し、認定を受けた保護者の方については、入学前に支給を行っているため、入学後の支給はありません。ただし、早期支給を受けられた保護者の方(小学校)で今年度も認定となる場合は、差額分を支給します。